公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十月二十五日

内閣府沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　件名　沖縄瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年十一月十七日　午後二時から

三　場所　内閣府沖縄総合事務局経済産業部会議室（沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴う総原価の見直しによる料金改定。）

2　詳細は、内閣府沖縄総合事務局経済産業部電力・ガス事業課（沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎）並びに沖縄瓦斯株式会社（沖縄県那覇市西三丁目十三番二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した内閣府沖縄総合事務局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「沖縄瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十一月二日までに内閣府沖縄総合事務局経済産業部電力・ガス事業課（郵便番号九〇〇―〇〇〇六　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、内閣府沖縄総合事務局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「沖縄瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十一月二日までに内閣府沖縄総合事務局経済産業部電力・ガス事業課（郵便番号九〇〇―〇〇〇六　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

内閣府沖縄総合事務局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

沖縄瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

日本と世界の天候（平成22年９月）（速報）

気　象　庁

日本の天候

